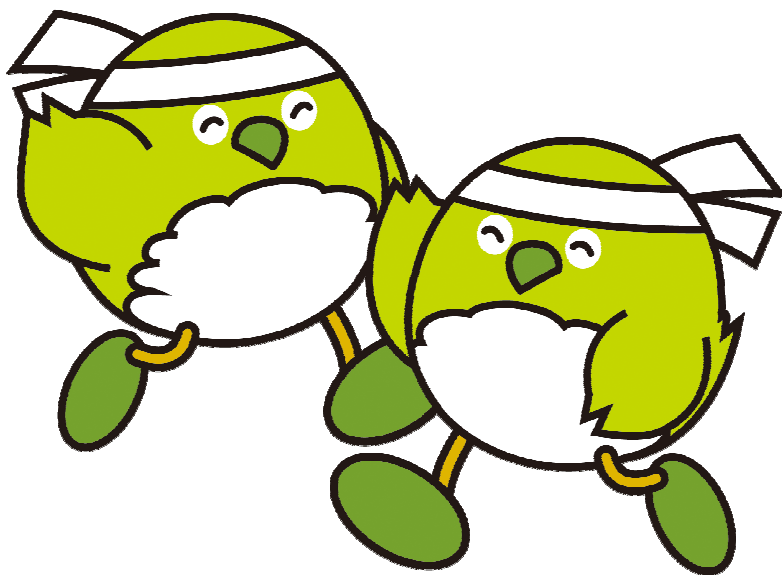


大分県スポーツ推進条例

大分県議会では、社会全体でスポーツを推進し、「県民の誰もが、それぞれのライフステージに応じて、スポーツに親しみ、スポーツの楽しさや感動を味わいながら、健康で活力ある豊かな生活を営むことのできる大分県」の実現を目指すため、大分県スポーツ推進条例を制定しました。

**県民総参加 スポーツ力を高め
明るく元気な大分の創造**



*この条例の「スポーツ」は、運動競技だけでなく、レクリエーションやウォーキングなどの軽く体を動かす活動も含まれます。



←このQRコードをスマートフォンやタブレットのバーコードリーダーで読み込んでいただくと、本条例のページにアクセスできます。

大分県スポーツ推進条例

検索

大分県議会

条例の概要①

1 基本理念

- (1) 県民参加の促進
- (2) 健康づくりの推進と健康寿命の延伸
- (3) 子どもの健全育成
- (4) 障がい者への配慮・支援
- (5) 競技力の向上
- (6) 地域の活性化



2 県の責務

- (1) スポーツの推進に関する施策を総合的・計画的に策定し、実施します。
- (2) 施策を策定・実施するときは、県民、市町村、事業者、スポーツ関係団体、スポーツ関係者、学校及び保健医療福祉関係者その他の健康づくり関係者との連携に努めます。

3 県民及び事業者の役割

スポーツが県民生活や地域社会で果たす役割について理解を深めるよう努めるとともに、スポーツの推進に主体的に取り組むよう努めます。

4 スポーツ関係団体及びスポーツ関係者の役割

スポーツの推進に主体的に取り組むよう努めるとともに、県、市町村、事業者、他のスポーツ関係団体、他のスポーツ関係者、学校及び保健医療福祉関係者その他の健康づくり関係者との協働に努めます。

5 推進計画

- (1) 県は、スポーツの推進に関する施策の総合的・計画的な推進を図るため、スポーツ推進計画を策定します。
- (2) 推進計画を策定するときは、県民の意見を反映することができるよう適切な措置を講じるとともに、大分県スポーツ推進審議会の意見を聴きます。
- (3) 推進計画を策定したときは、できるだけ早く公表します。
- (4) 推進計画を変更するときも、(2)(3)と同じようにします。
- (5) 県は、推進計画の進捗状況について、毎年度、大分県スポーツ推進審議会に報告し、その意見等をふまえて、計画の効果的な推進に努めます。

©OITA F.C.



J2リーグ 大分トリニータ公式戦



別府大分毎日マラソン大会

条例の概要②

6 生涯にわたるスポーツ活動の推進

県は、全ての県民が、生涯にわたって、自らの関心、目的、体力、技術、健康状態などに応じて、身近にスポーツに親しむことができるよう、県民がスポーツ活動に参加する機会の提供や環境の整備、スポーツ医科学の活用その他の必要な施策を講じます。

7 健康づくりの推進及び健康寿命の延伸

県は、県民のスポーツを通じた心身の健康の保持増進、体力の向上、疾病の予防、介護の予防などの健康づくりを推進するとともに、健康寿命の延伸に寄与するため、適切な情報の提供、スポーツ医科学の活用その他の必要な施策を講じます。

8 子どものスポーツ活動の推進

県は、子どもの心身の健全な発達、規範意識の醸成、豊かな人間性の涵養を図り、健全な育成に資するため、子どもがスポーツ活動に参加する機会の提供その他の必要な施策を講じます。

9 学校におけるスポーツ活動の推進

県は、学校におけるスポーツ活動の充実を図るため、教員の資質の向上、スポーツ環境の整備その他の必要な施策を講じます。

10 障がい者のスポーツ活動の推進

県は、障がい者が自主的かつ積極的にスポーツ活動に参加することができるよう、その障がいの種類及び程度に応じたスポーツへの参加の機会の提供その他の必要な施策を講じます。

11 競技力の向上

県は、競技力の向上を図るため、スポーツ選手の計画的な育成、スポーツ医科学の活用その他の必要な施策を講じます。

12 スポーツを通じた地域の活性化

県は、スポーツを通じて、地域間交流・世代間交流・国際交流を促進し、地域の活性化を図るため、総合型地域スポーツクラブの活用、豊かな自然環境の活用など地域の特性に応じた取組への支援、スポーツツーリズムの推進、スポーツの競技会などの催しの開催・誘致その他の必要な施策を講じます。



大分国際車いすマラソン大会



九州オルレ奥豊後コース

条例の概要③

13 スポーツの観戦及び支援の促進

県は、県民によるスポーツの観戦やスポーツへの支援を促進し、スポーツへの関心の拡大とスポーツに親しむ機運の醸成を図るため、スポーツの観戦機会の提供と広報、スポーツボランティア活動の推進その他の必要な施策を講じます。

14 人材の確保、育成及び活用

県は、競技力の向上とスポーツ活動の充実に寄与するため、スポーツ指導者その他のスポーツ活動に携わる人材の確保、育成、活用に関し必要な施策を講じます。

15 調査研究及び情報提供

県は、スポーツ活動の充実に寄与するため、スポーツに関する調査研究を行うとともに、広く県民に対してスポーツに関する情報提供を行います。

16 スポーツ施設の整備等

県は、基本理念の実現を図るため、スポーツ施設の整備及び管理を行うとともに、利用促進のため必要な施策を講じます。

17 顕彰

県は、県民のスポーツに対する関心とスポーツを行う意欲を高めるため、スポーツで特に優秀な成績を収めた者やスポーツの推進に特に功績があったと認められる者の顕彰を行います。

18 財政上の措置

県は、スポーツの推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めます。

19 条例の制定日・施行日

この条例は、平成30年3月7日に制定され、3月14日から施行しています。



大分県スポーツ少年団駅伝交流大会



ねんりんピックグラウンド・ゴルフ競技

お問い合わせ先

【この条例について】

- 大分県議会事務局政策調査課 〒870-0022 大分市大手町3-1-1
TEL : 097-506-5033 FAX : 097-506-1785 MAIL : a21000@pref.oita.lg.jp

【スポーツ推進の取組について】

- 大分県教育庁体育保健課 〒870-8503 大分市府内町3-10-1
TEL : 097-506-5645 FAX : 097-506-1866 MAIL : a31600@pref.oita.lg.jp